

【新築住宅取得補助金 Q&A】

Q1：建て替えのため同じ敷地内に住宅を新築します。補助金の交付対象になりますか。

A1：年齢要件等、対象者の条件を満たす場合は、対象になります。

Q2：親が建てた新築住宅を、子どもが購入しました。補助金の交付対象になりますか。

A2：実質的には相続による取得と考えられるため、対象となりません。

Q3：親と共有名義で家を取得しました。夫婦の持ち分は10分の6で、親は同居しません。

補助金の交付対象になりますか。

A3：対象になります。居住する世帯員全員の持ち分が2分の1以下である場合は対象となりません。

Q4：新築マンションを購入しました。補助金の交付対象になりますか。

A4：1戸建て住宅が対象となるため、対象となりません。

Q5：併用住宅を新築しましたが、住居部分の面積が全体の4割となりました。補助金の交付対象となりますか。

A5：住居部分が2分の1以上である必要があるため、対象となりません。

Q6：新築住宅取得補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

A6：新築住宅取得補助金は、所得税法上「一時所得」として扱うこととなります。一時所得の金額の計算上50万円の特別控除があり、50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税対象となります。新築住宅取得補助金は50万円以下ですので、新築住宅取得補助金の交付を受けた年の一時所得が他になければ、課税所得は0円となり税金はかかりません。補助金の交付を受けた年の一時所得が他にもあり、一時所得の合計が50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税所得の対象となり税金がかかります。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

Q7：新築住宅取得補助金の交付を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、新築住宅取得補助金は、補助金等の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A7：控除する必要があります。平成23年度の税制改正に伴い、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

*上記は事例の一部です。詳しくは、役場の担当課にお尋ねください。

【問い合わせ先】

岬町 総務部企画地方創生課

☎ (073) 492-2775 (直通)